

## ① 旅行業法及びこれに基づく命令

第1問 以下の問1.～問15.の各設問について、該当するものをそれぞれの選択肢から一つ選び、問16.～問25.の各設問について、該当するものをそれぞれの選択肢からすべて選び、解答用紙にマークしなさい。(配点 4点×25)

問1. 登録業務範囲に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- a. 第1種旅行業者は、すべての旅行業務を取り扱うことができる。
- b. 第2種旅行業者は、本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施することができる。
- c. 第3種旅行業者は、本邦外の手配旅行契約を締結することができる。
- d. 地域限定旅行業者は、一の企画旅行ごとに一の自らの営業所の存する市町村（特別区を含む。）の区域、これに隣接する市町村の区域及び観光庁長官の定める区域内についてのみ企画旅行を実施することができる。

問2. 変更登録等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- a. 法人である旅行業者等の代表者の氏名に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を登録行政庁に届け出なければならない。
- b. 旅行業者等は、主たる営業所及びその他の営業所の名称について変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を登録行政庁に届け出なければならない。
- c. 第3種旅行業者が、第1種旅行業への変更登録の申請をしようとするときは、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に変更登録申請書を提出しなければならない。
- d. 旅行業者代理業者が、主たる営業所の所在地を都道府県の区域を異にする所在地に変更したときは、その日から30日以内に、変更後の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に登録事項変更届出書を提出しなければならない。

問3. 営業保証金に関する次の記述から、正しいものだけをすべて選んでいるものはどれか。

- (ア) 旅行業者は、営業保証金の供託をしたときは、供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して、その旨を登録行政庁に届け出なければならない。
- (イ) 登録行政庁は、旅行業の登録をした場合において、登録の通知を受けた日から30日以内に旅行業者が法第7条第2項の届出をしないときは、その定める7日以上期間内にその届出をすべき旨の催告をしなければならない。
- (ウ) 営業保証金の供託は、旅行業者の主たる営業所の最寄りの供託所にしなければならない。

- a. (ア)(イ)                      b. (ア)(ウ)                      c. (イ)(ウ)                      d. (ア)(イ)(ウ)

問4. 営業保証金の額に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- a. 第1種旅行業の新規登録を受けた者が供託すべき営業保証金の額は、登録の申請時に添付した書類に記載した旅行業務に関する旅行者との年間取引見込額が5000万円未満の場合は、3000万円である。
- b. 第2種旅行業の新規登録を受けた者が供託すべき営業保証金の額は、登録の申請時に添付した書類に記載した旅行業務に関する旅行者との年間取引見込額が5000万円未満の場合は、1100万円である。
- c. 第3種旅行業の新規登録を受けた者が供託すべき営業保証金の額は、登録の申請時に添付した書類に記載した旅行業務に関する旅行者との年間取引見込額が5000万円未満の場合は、300万円である。
- d. 地域限定旅行業の新規登録を受けた者が供託すべき営業保証金の額は、登録の申請時に添付した書類に記載した旅行業務に関する旅行者との年間取引見込額が5000万円未満の場合は、100万円である。

問5. 旅行業務取扱管理者の選任に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- a. 旅行者等は、旅行業務を取り扱う者が1人である営業所においても旅行業務取扱管理者を選任しなければならない。
- b. 第3種旅行者は、本邦外の旅行について旅行業務を取り扱う営業所においては、総合旅行業務取扱管理者試験に合格した者で、法第6条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しないものを旅行業務取扱管理者として選任しなければならない。
- c. 第1種旅行者は、選任した旅行業務取扱管理者に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。
- d. 旅行者代理業者の主たる営業所の旅行業務取扱管理者として選任された者は、その他の営業所の旅行業務取扱管理者を兼任することはできない。

問6. 旅行業務取扱管理者の選任に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- a. 第1種旅行者はそのすべての営業所に総合旅行業務取扱管理者試験に合格した者で、法第6条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しないものを、旅行業務取扱管理者として選任しなければならない。
- b. 受託契約に基づき、他の旅行者が実施する本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）について、企画者を代理して旅行者と契約を締結する第2種旅行者の営業所においては、国内旅行業務取扱管理者を選任することで足りる。
- c. 旅行者等は旅行業務取扱管理者として選任した者のすべてが欠けるに至ったときは、新たに旅行業務取扱管理者を選任するまでの間は、その営業所において旅行業務に関して契約を締結することはできない。
- d. 旅行者代理業者の旅行業務取扱管理者は、所属旅行者の営業所において選任された旅行業務取扱管理者が兼任することができる。

問7. 旅行業務の取扱いの料金（企画旅行に係るものを除く。）に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- a. 旅行業者は、事業の開始前に、旅行業務の取扱いの料金を定め、登録行政庁へ届け出なければならない。
- b. 旅行業者は、旅行業務の取扱いの料金の額を変更したときは、遅滞なく登録行政庁にその旨を届け出なければならない。
- c. 旅行業者代理業者は、所属旅行業者の承認を得て、自ら旅行業務の取扱いの料金を定めることができる。
- d. 旅行業務の取扱いの料金は、契約の種類及び内容に応じて定率、定額その他の方法により定められ、旅行者にとって明確なものでなければならない。

問8. 旅行業務に関し契約を締結したときに交付する国土交通省令・内閣府令で定める事項を記載した書面に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- a. 旅行業者等は、手配旅行契約を締結した旅行者に対し、対価と引換えに当該旅行に関するサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付したときであっても、国土交通省令・内閣府令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。
- b. 旅行業者等は、旅行者と企画旅行契約を締結したときは、必ず、国土交通省令・内閣府令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。
- c. 旅行業者等は、国土交通省令・内閣府令で定める情報通信の技術を利用する方法による措置を講じさえすれば、旅行者の承諾を得なくても書面を交付したものとみなされる。
- d. 旅行業者等は、他の旅行業者が実施する企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）について、企画者を代理して旅行者と契約を締結した場合にあっては、交付する書面に、その旨並びに当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに登録番号を記載しなければならない。

問9. 外務員に関する次の記述から、正しいものだけをすべて選んでいるものはどれか。

(ア) 外務員とは、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、旅行業者等の役員又は使用人のうち、その営業所以外の場所でその旅行業者等のために旅行業務について取引を行う者をいう。

(イ) 外務員は、その旅行業務を行うときは、外務員の証明書を提示しなければならない。

(ウ) 外務員は、旅行者が悪意であったときを除き、その所属する旅行業者等に代わって、旅行者との旅行業務に関する取引についての一切の裁判外の行為を行う権限を有するものとみなされる。

- a. (ア) (イ)                      b. (ア) (ウ)                      c. (イ) (ウ)                      d. (ア) (イ) (ウ)

問10. 企画旅行に参加する旅行者を募集するための広告に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- a. 広告の表示事項の一つに、旅程管理業務の実施の有無が定められている。
- b. 旅行者が旅行者等に支払うべき対価が出発日より異なる場合は、少なくともその最低額を表示しなければならない。
- c. 企画者以外の者の氏名又は名称を表示する場合は、文字の大きさ等に留意して、企画者の氏名又は名称の明確性を確保しなければならない。
- d. 広告には、必ず、法第12条の4に規定する取引条件の説明を行う旨を表示しなければならない。

問11. 旅程管理業務を行う者に関する次の記述から、誤っているものだけをすべて選んでいるものはどれか。

(ア) 旅程管理業務を行う者として旅行者によって選任される者のうち主任の者は、法第6条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない者であって、観光庁長官の登録を受けた者が実施する旅程管理研修の課程を修了し、かつ、旅行の目的地を勘案して国土交通省令で定める旅程管理業務に関する実務の経験を有するものでなければならない。

(イ) 旅程管理業務を行う者として旅行者によって選任される者のうち主任の者となるための国土交通省令で定める旅程管理業務に関する実務の経験は、旅程管理研修の課程を修了した日から1年以内に2回以上の旅程管理業務に従事した経験とする。

(ウ) 法第12条の11第1項の規定に適合する者の指導による旅程管理業務に相当する実務の研修を受けた経験は、当該研修を受けた地域を目的地とする旅行に係る旅程管理業務に従事した経験とみなされる。

- a. (ア)
- b. (ア)(イ)
- c. (イ)
- d. (イ)(ウ)

問12. 受託契約に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- a. 地域限定旅行者は、第1種旅行者の受託旅行者になることができない。
- b. 受託旅行者は、他の旅行者に受託契約の再委託をすることができる。
- c. 旅行者代理業者は、書面にて所属旅行者の承認を得た場合に限り、他の旅行者と直接受託契約を締結することができる。
- d. 受託契約においては、委託旅行者を代理して企画旅行契約を締結することができる受託旅行者又はその受託旅行者代理業者の営業所を定めておかななければならない。

問13. 旅行業者代理業者に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- a. 登録行政庁は、旅行業者代理業者に対し、その行う営業が旅行業であると誤認させ、又は所属旅行業者を誤認させないようにするための措置をとるべきことを命ずることができる。
- b. 法人である所属旅行業者がその事業を廃止し、旅行業の登録を抹消された場合でも、法人として存続している限り、旅行業者代理業者の登録は失効しない。
- c. 旅行業者代理業の登録の有効期間は、登録の日から起算して3年である。
- d. 旅行業者代理業を営もうとする者は、300万円以上の財産的基礎を有していなければならない。

問14. 次の記述のうち、旅行業協会が適正かつ確実に実施しなければならない業務として定められていないものはどれか。

- a. 旅行業務の適切な運営を確保するための旅行業者等に対する指導
- b. 旅行業務の取扱いに従事する者に対する研修
- c. 訪日外国人旅行者数の増加のための諸施策の推進
- d. 旅行業及び旅行業者代理業の健全な発達を図るための調査、研究及び広報

問15. 旅行業協会が行う苦情の解決に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- a. 旅行業協会は、旅行に関するサービスを提供する者からの旅行業務に関する苦情の解決の申出については、社員が取り扱ったものに限り、その相談に応じなければならない。
- b. 旅行業協会は、社員以外の旅行業者等が取り扱った旅行業務に関する苦情について旅行者から解決の申出があったときは、その相談に応じなければならない。
- c. 社員は、旅行業協会から旅行業務に関する苦情の解決に必要な資料の提出を求められたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。
- d. 旅行業協会は、旅行業務に関する苦情の解決についての申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について社員に周知させなければならない。

問16. 次の記述のうち、法第1条「目的」に定められているものをすべて選びなさい。

- a. 旅行業務に関する取引の公正の維持
- b. 公共の福祉の増進
- c. 旅行業等を営む者の適正な利潤の確保
- d. 旅行の安全の確保

問17. 報酬を得て、次の行為を事業として行う場合、旅行業の登録を受けなければならないものをすべて選びなさい。

- a. 鉄道会社が、自社の乗車券と他人が経営するテーマパークの入場券を旅行者にセットで販売する行為
- b. 旅行業者の依頼を受けて、他人の経営するホテルを手配する行為
- c. 留学をあっせんする会社が、留学希望者の依頼を受けて、留学のあっせんに付随して留学先までの航空券及びホテルを手配する行為
- d. 旅行業者の依頼を受けて、査証の取得手続きを代行する行為

問18. 次の記述のうち、旅行業等の登録の拒否事由に該当するものをすべて選びなさい。

- a. 旅行業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日から5年を経過していない者
- b. 営業所ごとに法第12条の11の規定による旅程管理業務を行う者を確実に選任すると認められない者
- c. 第1種旅行業を営もうとする者であって、その基準資産額が3000万円であるもの
- d. 旅行業者代理業を営もうとする者であって、その代理する旅行業を営む者が2以上であるもの

問19. 次の記述のうち、旅行業務取扱管理者が管理及び監督しなければならない職務として定められているものをすべて選びなさい。

- a. 法第7条の規定による営業保証金の供託に関する事項
- b. 法第10条の規定による旅行業務に関する旅行者との取引の額の報告に関する事項
- c. 法第12条の規定による料金の掲示に関する事項
- d. 契約締結の年月日、契約の相手方その他の旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項についての明確な記録又は関係書類の保管に関する事項

問20. 旅行業約款に関する次の記述のうち、誤っているものをすべて選びなさい。

- a. 旅行業者が現に認可を受けている旅行業約款について、契約の解除に関する事項を変更しようとするときは、登録行政庁の認可を受けなければならない。
- b. 旅行業者が現に認可を受けている旅行業約款について、旅行中の損害の補償に関する事項を変更しようとするときは、登録行政庁の認可を受ける必要はない。
- c. 観光庁長官及び消費者庁長官が標準旅行業約款を定めて公示した場合において、旅行業者が、現に定めている旅行業約款を標準旅行業約款と同一のものに変更したときは、その旨を速やかに登録行政庁に届け出なければならない。
- d. 受託契約に基づき、他の旅行業者を代理して企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）契約を締結することができる旅行業者等にあつては、当該他の旅行業者の旅行業約款をその営業所において、旅行者に見やすいように掲示し、又は旅行者が閲覧することができるように備え置かなければならない。

問21. 取引条件の説明（書面）に関する次の記述のうち、誤っているものをすべて選びなさい。

- a. 旅行業者等は、旅行者と手配旅行契約を締結しようとするときは、取引条件の説明を行う必要はない。
- b. 旅行業者は、旅行に関する相談に応ずる行為に係る旅行業務について契約を締結しようとするときは、旅行者に取引条件の説明を行う必要はない。
- c. 旅行業者等は、取引条件について説明するときに交付する書面に代えて、当該書面に記載すべき事項を国土交通省令・内閣府令で定める情報通信の技術を利用する方法により提供するときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、旅行者の承諾を得なければならない。

問22. 次の記述のうち、旅行業務について広告をするときに誇大表示をしてはならない事項として定められているものをすべて選びなさい。

- a. 旅行中の旅行者の負担に関する事項
- b. 旅行地における旅行者の安全の確保に関する事項
- c. 感染症の発生の状況その他の旅行地における衛生に関する事項
- d. 旅行に関するサービスの品質その他の内容に関する事項

問23. 禁止行為に関する次の記述のうち、誤っているものをすべて選びなさい。

- a. 旅行業者等が、あらかじめ書面により旅行者に通知したうえで、掲示した旅行業務の取扱いの料金を超えて料金を収受することは禁止行為とはならない。
- b. 旅行業者等が、旅行業務に関し取引をする者に対し、その取引に関する重要な事項について、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げることは禁止行為となる。
- c. 旅行業者等は、旅行業務に関し取引をした者に対し、その取引によって生じた債務の履行を、いかなる理由があっても遅延してはならない。
- d. 旅行業者等が、旅行者に対し、旅行地において施行されている法令に違反する行為を行うことをあっせんする広告を掲載しても、便宜を供与しなければ禁止行為とはならない。

問24. 弁済業務保証金に関する次の記述のうち、誤っているものをすべて選びなさい。

- a. 旅行業協会に加入しようとする旅行業者は、その加入しようとする日までに、弁済業務規約で定める額の弁済業務保証金分担金を旅行業協会に納付しなければならない。
- b. 旅行業協会から還付充当金を納付するよう通知を受けた保証社員が、その通知を受けた日から14日以内に、その通知された額の還付充当金を旅行業協会に納付しないときは、当該保証社員は旅行業協会の社員の地位を失う。
- c. 旅行業協会が供託している弁済業務保証金から弁済を受ける権利を実行しようとする旅行者は、その債権について登録行政庁の認証を受けなければならない。
- d. 保証社員の弁済限度額は、その者が保証社員でなければ供託すべきこととなる営業保証金の額を下ることができない。

問25. 次の記述のうち、業務改善命令として定められているものをすべて選びなさい。

- a. 企画旅行に係る旅程管理のための措置を確実に実施すること。
- b. 旅行業務の取扱いの料金又は企画旅行に関し旅行者から収受する対価を変更すること。
- c. 旅行業約款を変更すること。
- d. 旅行者に生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約を締結すること。



## ② 旅行業約款、運送約款及び宿泊約款

第1問 標準旅行業約款に関する以下の問1.～問14.の各設問について、該当するものをそれぞれの選択肢から一つ選び、問15.～問20.の各設問について、該当するものをそれぞれの選択肢からすべて選び、解答用紙にマークしなさい。(配点 4点×20)

問1. 募集型企画旅行契約に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- a. 旅行業者は、国内旅行の契約の履行に当たって、手配の全部を手配を業として行う者に代行させることはできない。
- b. 「国内旅行」とは本邦内のみの旅行をいい、「海外旅行」とは本邦外のみの旅行をいう。
- c. 募集型企画旅行契約とは、旅行者が旅行業者の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように手配することのみを引き受ける契約をいう。
- d. 旅行業者が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、その特約が約款に優先する。

問2. 募集型企画旅行契約の締結に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- a. 通信契約は、旅行業者が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立するが、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立する。
- b. 電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段による契約の予約において、旅行業者が定める期間内に申込書と申込金の提出があったときの契約の締結順位は、申込金の提出順位によることとなる。
- c. 旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旅行者が、契約の申込時にその旨を申し出たときは、旅行業者は可能な範囲内でこれに応じる。
- d. 通信契約を締結したときは、旅行業者は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受ける。

問3. 募集型企画旅行契約における契約書面及び確定書面に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- a. 旅行業者は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、契約書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供することができる。
- b. 旅行業者は、確定された旅行日程、運送及び宿泊機関の名称を記載した契約書面を交付した場合にも、当該契約書面の交付後、旅行開始日の前日までの当該契約書面に定める日までに確定書面を交付しなければならない。
- c. 旅行業者が確定書面を交付した場合でも、旅行業者が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は契約書面に記載するところによる。
- d. 旅行業者は、手配状況の確認を希望する旅行者からの問い合わせがあったときは、確定書面の交付後に限り、迅速かつ適切にこれに回答する。

問4. 募集型企画旅行契約における契約の変更に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- a. 旅行業者の関与し得ない事由が生じた場合において、契約内容を変更するときは、旅行業者は、いかなる場合でも、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明しなければならない。
- b. 確定書面に利用航空会社として記載した A 航空の過剰予約受付により、座席の不足が発生したため B 航空を利用した結果、旅行の実施に要する費用が増加した場合、旅行業者は増加した金額の範囲内で旅行代金の額を変更することができる。
- c. 旅行者が、契約上の地位を第三者に譲り渡すときは、旅行業者所定の用紙に所定の事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに、旅行業者に提出し、旅行業者の承諾を得なければならない。
- d. 利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金の減額がなされたときは、それが通常想定される程度を大幅に超えるものでない場合でも、旅行業者はその減少額だけ旅行代金を減額しなければならない。

問5. 次の記述のうち、旅行開始前に募集型企画旅行契約を旅行者が解除するに当たって、取消料の支払いを要するものはどれか。(いずれも取消料の支払いを要する期間内の解除とする。)

- a. 旅行者が旅行の開始地である空港に行くために利用した交通機関が大幅に遅れ、搭乗予定便の出発時刻に間に合わなかったとき。
- b. ツアータイトルに記載された入場する予定の美術館が、改修工事のため入場できなくなったとき。
- c. 旅行業者が旅行者に対し、契約書面に記載した期日までに、確定書面を交付しなかったとき。
- d. 利用する運送機関の適用運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、旅行の募集の際に明示した時点において有効なものとして公示されているものに比べて、通常想定される程度を大幅に超えて増額されたため、旅行代金が増額されたとき。

問6. 募集型企画旅行契約における旅行開始前の旅行者による契約の解除に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。(いずれも取消料の支払いを要する期間内の解除とする。)

- a. 旅行業者は、スキーを目的とする国内日帰り旅行において、降雪量が不足しているという理由で、契約を解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日より前に旅行者にその旨を通知しなければならない。
- b. 旅行業者は、通信契約を締結した旅行者の有するクレジットカードが無効になり、旅行代金等に係る債務の決済が不可能となったため、当該旅行者に理由を説明して契約を解除した場合、当該旅行者に取消料に相当する額の違約料を請求することができる。
- c. 旅行業者は、ピーク時に旅行を開始する海外旅行において、旅行者の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったため契約を解除するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目に当たる日より前に、旅行を中止する旨を旅行者に通知しなければならない。
- d. 旅行者が契約書面に記載した期日までに旅行代金を支払わないときは、旅行業者は当該期日の翌日において旅行者が契約を解除したものとし、この場合において、旅行者は、旅行業者に対し、取消料に相当する額の違約料を支払わなければならない。

問7. 募集型企画旅行契約における旅行代金の払戻しに関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。(いずれも通信契約でない場合とする。)

- a. 旅行地において地震が発生し、旅行の継続が不可能となり、旅行日程を短縮して帰国したことにより、旅行代金を減額した場合は、旅行業者は契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に当該減額分を旅行者に払い戻さなければならない。
- b. 旅行者からの契約解除の申出が旅行開始日の3日前にあった場合で、旅行者に対して払い戻すべき金額が生じたときは、旅行業者は契約書面に記載した旅行開始日までに当該金額を払い戻さなければならない。
- c. 旅行者の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったため、旅行業者が契約を解除した場合で、旅行者に対して払い戻すべき金額が生じたときは、旅行業者は解除の翌日から起算して7日以内に当該金額を払い戻さなければならない。
- d. 天災地変により旅行の継続が不可能となり、旅行業者が契約を解除した場合は、旅行代金のうち旅行者がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対する取消料、違約料その他の費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻さなければならない。

問8. 募集型企画旅行契約における責任に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- a. 旅行者は、契約を締結するに際しては、旅行業者から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の契約内容について理解するよう努めなければならない。
- b. 旅行業者の過失（重大な過失を除く。）により旅行者がその手荷物2個に損害を被った場合、旅行業者は当該旅行者に手荷物1個につき15万円、合計30万円を限度として賠償しなければならない。
- c. 旅行者が旅行業者の過失により手荷물에損害を被ったときは、損害発生の日から起算して国内旅行にあっては14日以内に、海外旅行にあっては30日以内に、旅行者から旅行業者に対して通知があった場合に限り、旅行業者はその損害を賠償する責任を負う。
- d. 旅行業者は、手配代行者の過失により旅行者が損害を被ったときは、その損害を賠償する責任を負わない。

問9. 特別補償に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- a. 旅行業者の募集型企画旅行参加中の旅行者を対象として、別途の旅行代金を取受して当該旅行業者が実施する募集型企画旅行については、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱う。
- b. 旅行業者は、旅行業者の損害賠償責任が生ずるか否かを問わず、特別補償規程で定めるところにより、旅行者が企画旅行参加中にその身体の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払う。
- c. 旅行業者が損害賠償責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、旅行業者が支払うべき特別補償規程に基づく補償金は、当該損害賠償金とみなされる。
- d. 旅行者があらかじめ定められた企画旅行の行程から離脱する場合において、離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ旅行業者に届け出ていたときは、その離脱中に負傷して入院したときの治療費及び入院費用は特別補償の対象となる。

問10. 旅程保証に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- a. 旅行業者は、旅程保証の対象となる契約内容の重要な変更が生じた場合は、当該変更が生じた日の翌日から起算して30日以内に変更補償金を支払う。
- b. 旅行業者が旅行者に対して変更補償金を支払った後に、当該契約内容の重要な変更について旅行業者の過失が明らかになった場合は、旅行業者は変更補償金に加えて損害賠償金を支払う。
- c. 旅行業者が支払うべき変更補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき旅行代金に15%以上の当該旅行業者が定める率を乗じた額をもって限度とする。
- d. 旅行業者は、旅行者1名に対して1企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が3000円未満であるときは、変更補償金を支払わない。

問11. 募集型企画旅行契約における旅程管理に関する次の記述から、正しいものだけをすべて選んでいるものはどれか。

- (ア) 旅行者は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための旅行業者の指示に従わなければならない。
  - (イ) 旅行業者は、旅行の内容により添乗員その他の者を同行させて旅程管理業務その他当該企画旅行に付随して当該旅行業者が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがある。
  - (ウ) 旅行業者は、旅行者と特約を結んだ場合を除き、代替サービスの手配で旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めなければならない。
  - (エ) 旅行業者は、旅行中の旅行者が疾病により保護を要する状態にあると認めたとときには、必要な措置を講ずることがあるが、これが当該旅行業者の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用は旅行者の負担とする。
- a. (ア) (イ) (ウ)
  - b. (イ) (ウ) (エ)
  - c. (ア) (ウ) (エ)
  - d. (ア) (イ) (ウ) (エ)

問12. 手配旅行契約に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- a. 旅行業者が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、満員、休業、条件不相当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、旅行者は、当該旅行業者に対し、所定の旅行業務取扱料金を支払わなければならない。
- b. 旅行業者は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更することがある。
- c. 旅行業者は、手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、契約書面を交付しないことがある。
- d. 手配旅行契約とは、旅行業者が旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受ける契約をいう。

問13. 次の手配旅行契約において、旅行者が(1)及び(2)のそれぞれの状況で契約を解除した場合に、旅行業者が旅行者に払い戻すべき金額の組合せのうち、正しいものはどれか。

(旅行代金はいずれも全額收受済みとする。)

・旅行サービスに係る運送・宿泊機関等に支払う費用	200,000円
・旅行業務取扱料金(変更手数料金及び取消手数料金を除く。)	10,000円
・取消手数料金	10,000円
・旅行者が既に提供を受けた旅行サービスの対価	100,000円
・旅行者がいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る 運送・宿泊機関等に支払う取消料・違約料	40,000円

(1) 旅行業者の責に帰すべき事由により、旅行者が旅行開始後に契約を解除した場合

(旅行業者に対する損害賠償の請求は考慮しないものとする。)

(2) 旅行者の都合により、旅行者が旅行開始後に契約を解除した場合

(1)の場合の払戻し額 (2)の場合の払戻し額

a.	100,000円	50,000円
b.	100,000円	60,000円
c.	110,000円	50,000円
d.	110,000円	60,000円

問14. 渡航手続代行契約及び旅行相談契約に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 旅行業者が渡航手続代行契約を締結することができる旅行者は、当該旅行業者と募集型企画旅行契約、受注型企画旅行契約若しくは手配旅行契約を締結した旅行者に限られる。
- 渡航手続代行契約は、通信手段による申込みを除き、旅行業者が契約の締結を承諾し、申込書を受理した時に成立する。
- 旅行者から通信手段による旅行相談契約の申込みを受け付ける場合、契約は、旅行業者が当該契約の締結を承諾した時に成立する。
- 旅行相談契約の履行に当たって、旅行業者の過失により旅行者に損害を与えたときは、損害発生の翌日から起算して6月以内に旅行業者に対して通知があったときに限り、旅行業者は損害を賠償する責任を負う。

問15. 募集型企画旅行契約に関する次の記述のうち、正しいものをすべて選びなさい。

- a. 契約は、通信契約の場合を除き、旅行業者が契約の締結を承諾し、旅行者から申込金を受理した時に成立する。
- b. 旅行業者は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、契約の成立後に当該旅行業者の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、旅行代金の額を変更することがある。
- c. 旅行業者は、旅行開始後旅行地において暴動が発生し、旅行の継続が不可能となったため、契約の一部を解除したときは、旅行者の求めに応じて、旅行者が当該旅行の出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けるが、それに要する一切の費用は旅行者の負担となる。

問16. 次の記述のうち、特別補償規程における「旅行者がサービスの提供を受けることを開始した時」に該当するものをすべて選びなさい。

(添乗員、旅行業者の使用人又は代理人による受付が行われない場合とする。)

- a. 最初の運送・宿泊機関等が、宿泊機関であるときは、当該施設への入場時
- b. 最初の運送・宿泊機関等が、航空機であるときは、搭乗手続の完了時
- c. 最初の運送・宿泊機関等が、鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車乗車時
- d. 最初の運送・宿泊機関等が、船舶であるときは、乗船手続の完了時

問17. 次の記述のうち、変更補償金の支払いが必要でないものをすべて選びなさい。

- a. 利用した航空便が遅延したため、目的地への到着時刻が遅れ、当日入場する予定であった美術館に入場できなくなったとき。
- b. 確定書面に A レストランで「地元名物スペイン料理」と記載されていたが、A レストランの「フランス料理」に変更になったとき。
- c. 福岡空港～札幌空港直行便と確定書面に記載されていたが、航空会社の過剰予約受付により同じ航空会社の羽田空港乗継便に変更になったとき。
- d. 確定書面に A 航空のエコノミークラスと記載されていたが、A 航空の過剰予約受付により B 航空のビジネスクラスに変更になったとき。

問18. 受注型企画旅行契約に関する次の記述のうち、正しいものをすべて選びなさい。

- a. 旅行者は、旅行業者に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約の内容を変更するよう求めることはできるが、その結果、旅行の実施に要する費用が増加したときは、旅行業者は旅行代金の額を変更することがある。
- b. 旅行業者が、旅行参加中の旅行者を対象として、別途の旅行代金を収受して当該旅行業者が実施する募集型企画旅行については、それぞれの旅行契約について特別補償の責任が個別に発生する。
- c. 旅行業者は、企画書面において、旅行代金とは別に企画に関する取扱料金（企画料金）の金額を明示し、さらに契約書面において明示すれば、旅行者から旅行代金及び企画料金を収受することができる。

問19. 受注型企画旅行契約に関する次の記述のうち、誤っているものをすべて選びなさい。

- a. 旅行業者は、契約責任者と契約を締結する場合において、申込金の支払いを受けることなく契約の締結を承諾することがある。
- b. 旅行業者が国内旅行の企画書面及び契約書面において企画料金を明示した場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日に旅行者が契約を解除したときは、企画料金に相当する金額の取消料を収受することができる。
- c. 旅行業者は、契約責任者の求めによって添乗サービスを提供するときは、旅行代金とは別に所定の添乗サービス料金を請求することができる。
- d. 旅行業者は、著しい経済情勢の変化等により、利用予定のホテルの料金が契約を締結した時点のものに比べて、通常想定される程度を大幅に超えて増額されたときは、旅行者にその旨を通知して旅行代金の額を変更することがある。

問20. 受注型企画旅行契約における団体・グループ契約に関する次の記述のうち、正しいものをすべて選びなさい。

- a. 旅行業者は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何ら責任を負わない。
- b. 契約責任者は、旅行業者が定める日までに、構成者の人数を旅行業者に通知しなければならない。
- c. 旅行業者は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者の契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引及び旅程管理業務その他当該旅行に付随して旅行業者が必要と認める業務は、当該契約責任者との間で行う。
- d. 旅行業者は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなす。



第2問 航空2社（日本航空、全日空）の国際運送約款に関する以下の問21.～問26.について、その内容が正しいものにはa.を、誤っているものにはb.を選び、解答用紙にマークしなさい。（日本航空の条文の表現に準じている。）（配点 2点×6）

- 問21. 航空券は、航空券の有効期間満了日の24時に失効するため、各搭乗用片による旅行は、航空会社規則に別段の定めのない限り、満了日の24時まで最終目的地に到達しなければならない。
- 問22. 同伴者のいない小児若しくは幼児、心身障害のある人、妊婦又は病人の運送引受けは、航空会社規則に従うことを条件とし、かつ、航空会社との事前の取り決めが必要となる場合がある。
- 問23. 航空会社は、受託手荷物を、可能な限りその手荷物を委託した旅客が搭乗する航空機で旅客と同時に運送するが、当該航空会社が困難と判断した場合には、許容搭載量に余裕のある他の航空便で運送するか又は他の輸送機関で輸送することがある。
- 問24. 航空会社は、身体に障害のある旅客を補助するために、当該旅客が同伴する補助を目的とする犬を、航空会社規則に従い、その容器及び餌とともに、通常の無料手荷物許容量に追加して無料で運送する。
- 問25. 手荷物に毀損があった場合には毀損発見後直ちに（遅くともその受取の日から10日以内に）、当該手荷物の引渡を受ける権利を有する人が航空会社の事務所に対し異議を述べなければ、いかなる損害賠償も認められない。
- 問26. 旅客に適用になる運賃は、航空券の最初の搭乗用片により行われる運送の開始日に有効なものが適用になるが、旅客が航空券を購入した後に運賃の値上げがあった場合は、値上げ実施後2ヶ月に限り、購入時に有効であった運賃が当該旅客に適用される。

第3問 航空2社（日本航空、全日空）の国内旅客運送約款に関する以下の問27.～問29.について、その内容が正しいものにはa.を、誤っているものにはb.を選び、解答用紙にマークしなさい。（日本航空の条文の表現に準じている。）（配点 2点×3）

- 問27. 航空会社は、旅客が旅客自身若しくは他の人又は航空機若しくは物品に危害を及ぼすおそれがある行為を行う場合、当該旅客の搭乗を拒絶し、又は、寄航地飛行場で降機させることができるが、拘束することはできない。
- 問28. 航空会社は、12歳以上の旅客に同伴された座席を使用しない3歳以下の旅客については、同伴者1人に対し1人に限り無償にて運送を引き受ける。
- 問29. 航空会社は、航空会社係員の求めにもかかわらず、認証コード又は航空券の呈示等がなされないときは、不正搭乗として、搭乗区間を判定できない場合を除き、当該旅客に適用される不正搭乗区間の運賃および料金と、搭乗時の当該区間に設定された最も高額な旅客運賃及び料金の2倍相当額を合わせて申し受ける。

第4問 モデル宿泊約款に関する以下の問30.について、その内容が正しい場合には a. を、誤っている場合には b. を選び、解答用紙にマークしなさい。 (配点 2点×1)

問30. ホテル(旅館)は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとする。